

森林総合研究所REDD研究開発センター 「REDDプラス実施に関するワークショップ(第1回)」報告

ワークショップ開催趣旨及び概要

森林総合研究所 REDD 研究開発センターでは、2013 年 9 月 19 日（木）に全日通霞が関ビルにおいて「平成 25 年度 REDD プラス実施に関するワークショップ（第 1 回）（以下、ワークショップ）」を開催しました。ワークショップには環境省（事務局は公益財団法人地球環境センター）及び経済産業省（事務局は株式会社野村総合研究所）の下での REDD プラスに関する実現可能性調査（FS）事業等により REDD プラス事業に携わる民間事業体に参加いただきました。また、環境省、経済産業省、外務省、林野庁、国際協力機構（JICA）等の関係省庁及び関係機関、ならびに REDD プラスに係る有識者にも広くご参加いただき、合計約 60 名で REDD プラス実施に向けた諸課題について議論を行いました。

ワークショップでは、二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism : JCM）の下で早期に REDD プラスを実施していくために各関係主体が連携し共通の指針の下で REDD プラスに取り組むことを念頭に、参加者により諸課題や知見・成果の共有と意見交換を行いました。

はじめに REDD 研究開発センターの松本光朗センター長が挨拶し、議事進行は早稲田大学人間科学学術院の天野正博教授に務めていただきました。

検討議題

はじめに、事務局により JCM の下で実施されている REDD プラスの FS 事業の取組状況の概要を紹介した上で、FS 事業の参加事業体を代表して複数の民間事業体から取組状況や REDD プラスを実施する上での課題、日本政府に期待する支援や制度構築の方向性についてご発表いただきました。その後、発表を踏まえ、JCM の下で REDD プラスを実施するための課題について参加者間で議論を行いました。REDD プラスの実施に向けた課題としては、(1)資金スキーム、(2)利益配分方法、(3)セーフガードへの対処、(4)Early action の扱い、(5)REDD プラスの実施規模（準国／国ベースとプロジェクトベースの取組の整合）等の論点が挙げられ、有識者とともに各課題への対処方針について議論を行いました。最後に、JCM ホスト国と日本政府との間で作成されるルール文書の構成を念頭に、昨年度に森林総合研究所が開発した「REDD プラス実施ガイドライン」の改訂について検討しました。

各論点で議論された内容

(1) 資金スキーム

民間事業体から、クレジット等の結果ベースのインセンティブが得られる前の事業化段階での資金確保

が課題として指摘されました。これに対応する方策として、ODA と将来の結果ベースでのインセンティブ付与とを組み合わせた資金スキームやファンドの設置が案として提案されました。

(2) 利益配分方法

利益配分については、「実施者(先進国)と現地政府・地域住民」と「実施者間」の 2 つの視点から検討が行われました。

前者については、REDD プラス活動を実施する現場においては結果ベースでインセンティブが付与されるまで利益の享受を待つ余裕は無く、地域住民に意思決定への参画を求めるためにも事前の資金が必要となることから、社会面のセーフガードにも関連する問題であると指摘がありました。そして、事前の実施すべき地域住民への利益配分として、農畜産業資材の現物支給や森林減少抑制活動への参加に対する賃金支払いが効果的という意見が述べられました。

後者については、投資から配分までのタイムラグを可能な限り小さくするため、GHG 排出削減への貢献度に応じてあらかじめ配分する仕組みを作ることも一案として提案されました。

有識者からは、ホスト国政府による利益配分の規定がある場合にはそれに基づくことができるが、規定がない場合には土地所有権等関連する国内法整備状況に関する情報整理を踏まえて利益配分方法を検討する必要がある、その検討段階における支援も

必要であるとの指摘をいただきました。また、日本とホスト国の政府レベルで交渉を行うことにより地方政府や民間事業体の負担を軽減できる可能性も指摘されました。

また、このことと関連し、途上国各国のデータ整備状況によってコストが大きく左右されるとの指摘があり、森林総研から、各国の既存データの把握と二国間 ODA と連携した省庁間の合意形成の必要性について指摘しました。

(3) セーフガードへの対応

REDD プラスの既存の方法論として広く使われている VCS のガイドラインはセーフガードについて十分に対応していないことから、JCM の下で作成される文書においてセーフガードへの対処について示す必要性が指摘されました。また、森林総合研究所から、国や地域毎に対処すべき事項が異なるため、各国や地域の状況に応じてセーフガードへの対処項目を検討すべきであることを指摘しました。

さらに、有識者からは、プロジェクト実施におけるセーフガードへの対応を検討する際に、費用のみでなく、事業実施に際して地域住民や NGO 等の各関係者との対立を避けるという観点からも検討する必要性が指摘されました。

(4) Early action の扱い

ホスト国自身による過去の森林保全等の取組と、FS 事業といった外部ドナーによる早期段階からのパイロット的な取組の 2 種類の Early action について、

その取扱いを議論しました。そして、これまでの取組努力を阻害しない仕組みが必要であるという方向性を共有しました。留意点として、国やプロジェクト対象地により状況が異なるために、Early action として認められる時期等を一律に定めることは困難であること、2020 年以降の UNFCCC の下での枠組みにおいても有効で、民間事業体が参入しやすい仕組みを整備する必要があること、また、クレジットについては国内での流通を可能とするかどうかということも議論が必要であることなどが挙げられました。

(5) REDD プラスの実施規模

各国で Nested Approach での REDD プラス実施が検討されており、ホスト国の主体性を尊重し国／準国ベースの REDD プラスの取組と整合が確保されたプロジェクト実施が必要とされる中で、民間事業体のみで地方政府との長期的な関係構築や調整を実施することの限界が課題として挙げられました。そして、途上国政府への支援実施の知見・経験を豊富に有する JICA からの知見共有や、関係省庁を含む日本全体での REDD プラス実施体制構築が必要との認識が共有されました。

ワークショップの最後には、関係省庁から講評をいただき、REDD プラス実施に向けて日本政府が行うべき支援の必要性、本ワークショップでの議論及び民間事業体や JICA 等による今後の取組実施の知見・経験を踏まえ、JCM の制度の下で REDD プラス

を検討していくことの必要性が述べられました。

おわりに

松本センター長より、有識者をはじめとする全ての参加者に謝辞を述べるとともに、関係省庁や民間事業体、研究者等の各関係者が連携し日本全体の取組として REDD プラス実施に向けた議論を継続していく必要性を述べました。そして、今回のワークショップで検討された内容を踏まえ、JCM のガイドラインの枠組みに沿って森林総研が自主的に開発する REDD プラス実施ガイドラインに係る作業を継続していくことを述べ、閉会しました。
